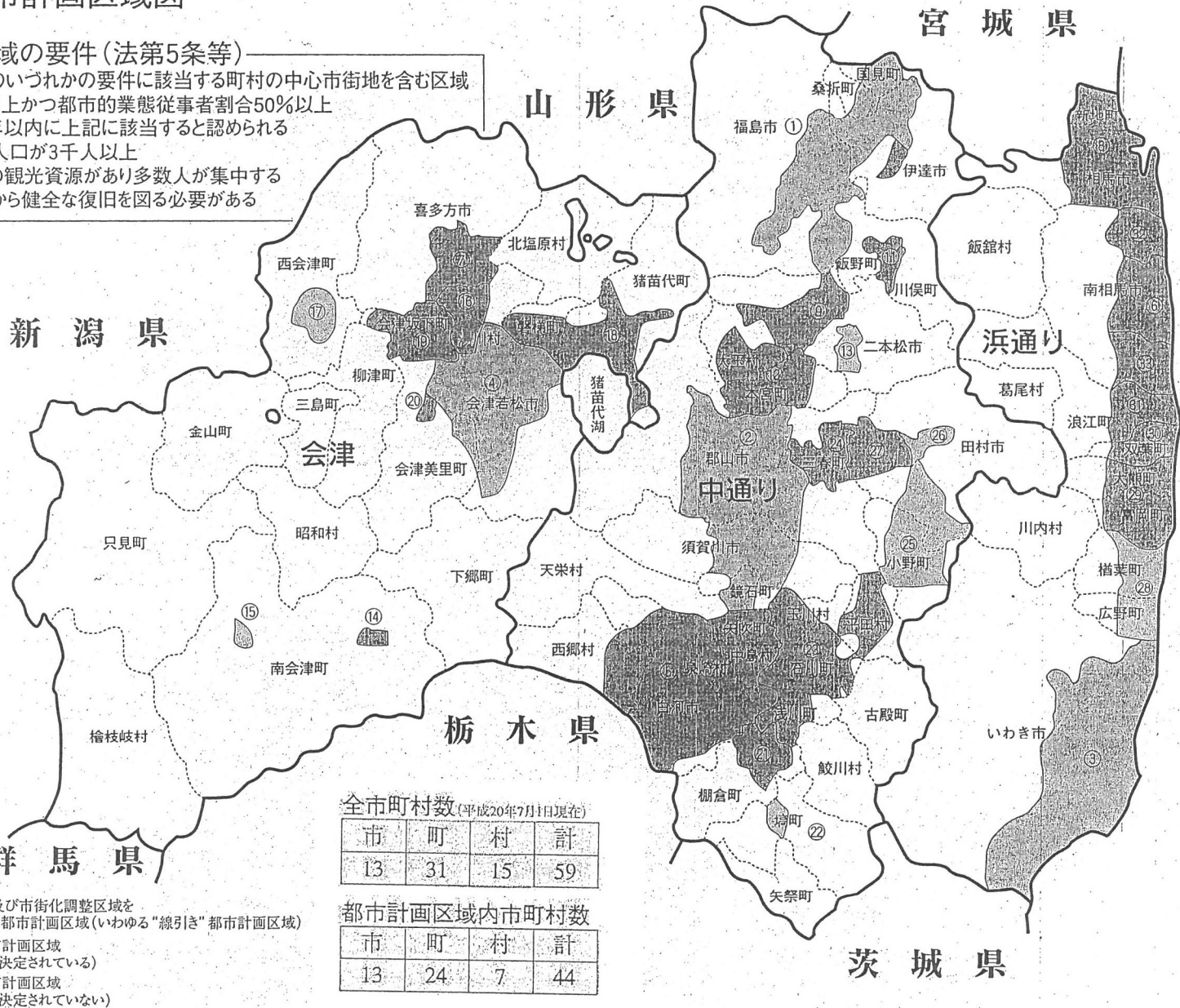


福島県の都市計画区域図

都市計画区域の要件(法第5条等)

市、又は下記のいずれかの要件に該当する町村の中心市街地を含む区域

- ・人口1万人以上かつ都市的業態従事者割合50%以上
- ・おおむね10年以内に上記に該当すると認められる
- ・中心市街地人口が3千人以上
- ・温泉その他の観光資源があり多数人が集中する
- ・大規模災害から健全な復旧を図る必要がある



全市町村数(平成20年7月1日現在)

市	町	村	計
13	31	15	59

都市計画区域内市町村数

市	町	村	計
13	24	7	44

凡例

- 市街化区域及び市街化調整区域を区域区分した都市計画区域(いわゆる“線引き”都市計画区域)
- その他の都市計画区域(用途地域が決定されている)
- その他の都市計画区域(用途地域が決定されていない)